

2021年1月8日

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について(その6)

株式会社 道路計画

1月7日の政府による緊急事態宣言を受けて、1月以降の業務形態につきまして以下のよう
な対応とさせていただいております。

関係機関の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願
いいたします。

なお、下記の対応に関しては、今後の政府や東京都の対応方針、社会情勢の変化に応じ
て、見直してまいります。

1. 対象期間

2021年1月8日から緊急事態宣言が解除されるまでの間

※実施期間は、今後の政府や東京都の対応方針、社会情勢の変化に応じて、見直すこ
とがあります。

2. 勤務形態について

- ・通常勤務を基本としますが、感染予防の観点から職員には時差勤務および在宅勤務を
推奨しております。
- ・必要に応じて、対面による打合せ、現地調査の実施は、対応できる体制とします。ま
た、WEB会議による対応も可能です。

以上